9月 号 第 278 発行日 2023年 9月 1日 発行責任者 中村 仁司 発行所 行政書士 中村事務所 新宿区西新宿 7-19-7-402

連日、猛暑が続きますが、朝夕は幾らか凌ぎやすくなってまいりました。今年は平年よりも台風の発生数がやや少ないペースと なっているようですが、ウェザーニュースでは、年内にあと 10 個以上の台風が発生すると予想されています。秋が近づくと本州付 近へ影響する台風が増えることが想定されるため、これからの時期に備えて台風対策・大雨対策を整えるようにしたいです。皆さま、 お元気でご活躍のことと思います。9月の国際親善試合に挑むサッカー日本代表のメンバーが発表されました。森保ジャパンは三苫 薫選手や、久保建英選手を中心に「攻撃」重視でドイツ返り討ちを狙います。そんな中、初召集された豊富な運動量を誇るサイドバ ック DF毎熊晟子選手に注目したいと思います。 キャリアのスタートは J2 だったが、プロ 4 年目で A 代表まで上り詰めました。 プロ入りまではFWだっただけに右MFのプレーも可能で、森保監督が求める「複数ポジション」も問題ないようです。頑張れ日本! サッカー日本代表親善試合◆9/10(日)3:45(日本時間)対ドイツ戦◆日本時間 9/12(火)21:20(日本時間)対トルコ戦 中村

全国の建設業許可業者数は 5 年ぶりの減少 ~令和 4 年度末の建設業許可業者数調査の結果~

国土交通省では、建設業に許可制度を採用した昭和47年度以来、毎年度(3月末時点)における全国の建設 業許可業者数を調査し、許可業者数の動向を把握しています。

全国許可業者数

令和5年3月末現在の建設業許可業者数は474,948業者で、前年同月比▲345業者(0.1%)の減少。建設業許可業者 数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点と比較すると、▲126,032 業者(▲21.0%)の減少。

- ・許可を取得ている業者が多い上位3業種は、「とび・土工工事業」178,667業者(許可業者の37.6%)、「建築工事業」 144,623 業者(同 30.5%)、「土木工事業」130,959 業者(同 27.6%)。許可を取得している業者が少ない上位 3 業種は、 「清掃施設工事業」396業者(同0.1%)、「さく井工事業」2,281業者(同0.5%)、「消防施設工事業」15,653業者(同3.3%)。
- ・前年同月に比べて取得業者数が増加した許可業種は 24 業種。増加数の上位 3 業種は**解体工事業** 2,447 業者(3.9%) **塗装工事業** 2,052 業者(3.0%)、**鋼構造物工事業** 1,880 業者(2.2%)。
- ・前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は5業種。減少数の上位3業種は建築工事業▲2,090業者(▲1.4%) 造園工事業▲250 業者(▲1.0%)、土木工事業▲206 業者(▲0.2%)。
- ・複数業種の許可を受けている事業者の割合は <u>53.7%</u>で前年同月比 <u>0.4 ポイント増加。</u>

資本金階層別業者数

・「資本金の額が 300 万円以上 500 万円未満の法人」が 21.7%と最多。以下、「資本金の額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の法人(20.6%)」、「資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人(19.3%)と続く。個人及び資本金の額が 3億円未満の法人の数は 472,540 業者となっており、建設業許可業者数全体の 99.5%を占めています。

事業承継認可件数

・令和2年10月1日施工の建設業法改正に伴い、建設業許可の承継制度が新設されました。令和4年4月から令 和5年3月末までの年間の許可件数は1,135件となっており、内訳は譲渡及び譲受けが許961件、合併が62件、 分割が32件相続が80件となっており、譲渡及び譲受が許可件数全体の84.7%を占めています。なお、建設業許可 の承継制度が新設された令和2年10月1日から令和5年3月末までの事業承継許可件数の合計数は2,465件とな りました(河野)

TEL: (03)5253_81 【問合せ先】国土交通省 不動産・建設経経済局 建設業課

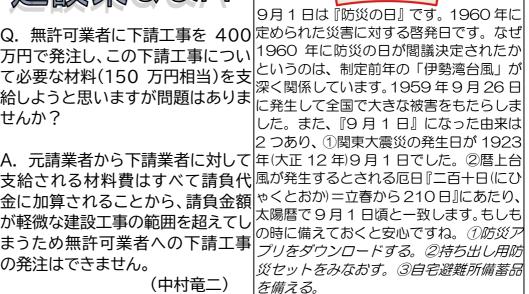
債権譲渡とは、例えばAが有するBに対 する債権を第三者であるCに譲渡すると いうものです。債権譲渡は支払い期限が先 の債権を直ぐに現金化したい場合や金融 機関等から融資を受ける場合の担保に提 供する場合等に行われます。ただ改正前の 債権譲渡については譲渡制限特約がある 場合の問題や将来の債権の譲渡が可能で あるかどうかという点について条文上明 確にされていない等という問題がありま した。このためそれらの問題について改正 法による手当がなされましたので次回以 降詳しく説明したいと思います (続く)。

弁護士 渋谷和洋

て必要な材料(150 万円相当)を支 給しようと思いますが問題はありま せんか?

A.元請業者から下請業者に対して 支給される材料費はすべて請負代 金に加算されることから、請負金額 が軽微な建設工事の範囲を超えてし まうため無許可業者への下請工事 の発注はできません。

(中村竜二)



(澁谷)